

京都市上下水道局告示第64号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年2月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止業者名

京都市伏見区竹田西内畑町12番地 I NAKBLDG. 506号

株式会社京南設備

代表取締役 小山 俊子

2 廃止届出年月日

平成24年1月31日

(上下水道局下水道部管理課)